

京都市地域の福祉活動応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人や企業等からの寄付金を活用し、多様化する福祉ニーズに対応する福祉的活動を行う団体に補助を行う「京都市地域の福祉活動応援事業（以下「本事業」という。）」の実施に当たり、対象とする団体の選定等について、必要な事項を定めるものである。

(申請対象団体)

第2条 本事業に申請できる団体は、以下の条件を全て満たす団体とする。

- (1) 京都市内において障害者支援、高齢者支援、生活困窮者支援等の福祉的な活動又はこれに準ずる活動を概ね1年以上継続して実施している団体であること
- (2) 京都市内に事業所を有する社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他市長が適当と認める団体であること（本部、支部、事業所等のいずれかが京都市内にあるものに限る。ただし、団体の規約等のないものを除く。）
- (3) 営利を目的として事業を行う団体ではないこと
- (4) 京都市暴力団排除条例に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者でないこと（京都市暴力団排除条例第2条第4号及び同条第5号）
- (5) 過去3年間に京都市から行政処分を受けていないこと
- (6) 京都市競争入札等取扱要綱及び京都市競争入札参加停止取扱要綱に掲げる参加停止の要件に該当する行為を行っていない者であること

(支援の内容)

第3条 本市が本事業の補助対象とした団体（以下「補助団体」という。）に対して行う支援の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助団体が行う福祉的活動等に要する経費について、本市が実施するふるさと納税型クラウドファンディング又は企業版ふるさと納税（以下「クラウドファンディング等」という。）により資金調達を実施し、その資金調達の実績に応じて、別に定める「京都市地域の福祉活動応援事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）」に基づき、補助団体に補助金を交付する。
- (2) 補助団体による福祉的活動等の推進及び発展に関して、京都市福祉ボランティアセンター等の関係機関と連携し、必要な助言、指導等を行う。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象とする福祉的活動等（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助団体が補助を受けようとする年度中に実施する活動であること
- (2) 障害者支援、高齢者支援、生活困窮者支援等、多様化する福祉ニーズに対応することを目的とした先駆的又は特色ある活動であること
- (3) 補助団体が既に実施している活動にあっては、規模や対象等を拡大して実施する事業であること
- (4) 地域社会における複合的な社会課題の解決、地域における福祉の底上げ、福祉の担い手の育成等に寄与する事業であること

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動は、補助の対象としないものとする。

- (1) 宗教の教義を広め、若しくは広めさせないこと又は信者を増加させ、若しくは増加させないことを主たる目的とする活動
- (2) 政治的活動及び公職の候補者（公職の候補者になろうとする者及び公職にある者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定又は少数の者のみの利益に寄与する活動
- (4) 補助金の交付決定以前に実施する活動。ただし、補助金交付要綱に定める事前着手の届出があったときは、この限りではない。
- (5) 公的制度の対象となる事業のほか、本市が委託する事業又は本市の他の福祉的活動等を支援する補助金において補助対象としている活動

（補助事業の申請）

第5条 本事業による支援を希望する団体は、市長が別に定める期限までに、京都市地域の福祉活動応援事業申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 活動計画書（第2号様式）
- (2) 団体の定款又は規約
- (3) 団体の活動実績が分かるもの
- (4) 団体の直近3年間の決算書
- (5) 暴力団排除措置に係る誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則の第1号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（審査及び決定）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、別表に基づき審査のうえ、本事業による支援の対象とするか否かを決定し、速やかにその結果を申請団体に京都市地域の福祉活動応援事業支援団体決定通知書（第3号様式）により通知する。

（補助団体の活動）

第7条 前条により支援の対象として決定を受けた補助団体は、補助事業の遂行に加えて、次の各号に定める事項を実施するものとする。

- (1) 市長が別に定める期間において、活動に必要な費用の補助を受けるために、自ら積極的に寄付の募集及び広報活動を行うこと
- (2) 京都市福祉ボランティアセンターに登録を行い、情報発信及び情報収集を積極的に行うこと
- (3) 補助事業の実施後、寄付者や翌年度以降に本事業に応募しようとする福祉的活動等を行う団体を対象とした広報等に協力を行うこと

（クラウドファンディングによる寄付の募集等）

第8条 市長は、補助団体が行う福祉的活動ごとに、寄付目標金額（上限50万円（クラウドファンディングの実施に要する手数料を除く。））を明らかにしたうえで、ふるさと納税型クラウドファンディングを実施し、当該クラウドファンディングの実施に要した手数料を除く寄付額を補助金内示額として、京都市地域の福祉活動応援事業補助金額内示通知書（第4号様式）により補助団体へ通知する。

2 前項の規定にかかわらず、企業版ふるさと納税等により、本事業全体を支援する

ための本市への寄付があった場合、市長は、前項によるふるさと納税型クラウドファンディングにおける寄付目標金額に対する達成率に応じて、寄付目標金額の範囲内で当該寄付金の一部又は全部を補助団体に配分できるものとし、当該配分を行った場合には、補助金内示額を加算して、改めて前項の規定に準じて通知するものとする。

- 3 寄付目標金額にクラウドファンディングの実施に要する手数料を加えた額を超えて寄付があった場合には、本市は、当該上回った額を本市の福祉の向上のために活用することができるものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 前条により補助金内示額の通知を受けた補助団体は、市長が別に指示する期日までに、補助金交付要綱第5条による交付申請を行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

	評価の視点
1	補助を希望する活動のねらい等が明確であり、本市の「京・地域福祉社会推進指針」の趣旨を踏まえた内容となっていること また、活動内容に訴求力があり、広く理解を得ることができるものとなっていること
2	多様化、複合化する福祉課題の解消を目的とする内容であって、先駆的又は特色ある活動であること、又は対象の拡大が期待できる活動であること
3	補助を希望する活動に関する広報の手法、返礼品の設定等の寄付者への働きかけが効果的かつ実行可能なものとなっていること また、活動に必要な費用の補助を受けるために、自らが積極的に寄付の募集を行う内容となっていること
4	事業経費の使途が明確であり、補助金による効果が具体的に見込める内容となっていること
5	補助を受けた後も積極的に活動を行う予定があり、本事業の広報等に協力を行う内容となっていること

※ 原則、これまでに本事業による支援の対象としていない団体又は活動を優先する。

第 1 号様式（実施要綱第 5 条関係）

京都市地域の福祉活動応援事業申請書

（宛先）京都市長	年 月 日
（団体の所在地又は主たる事務所の所在地）	（団体の名称及び代表者）

京都市地域の福祉活動応援事業実施要綱第 5 条に基づき、以下のとおり申請します。

団体の活動開始 時期	年 月 日
補助を希望する 活動名称	
補助を希望する 活動の実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日 ※補助を受けようとする年度中に活動実施することが条件です。
補助の希望理由 （具体的に記載 してください。）	
寄付金（補助金） の目標額	金 円 ※補助金は、寄付金の実績に応じて上限 5 0 万円（手数料分を除く）の範囲内です。 ※第 2 号様式の目標額と数字が一致するようにしてください。
広報の手法 （活動や寄付募 集の P R 方法）	
使途報告の手法 （寄付者への報 告方法など）	

（添付書類）

- ・活動計画書（第 2 号様式）
- ・団体の定款又は規約
- ・団体の活動実績が分かるもの（様式不問）
- ・団体の直近 3 年間の決算書
- ・暴力団排除措置に係る誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則の第 1 号様式）

年 月 日

活動計画書

団体名

1 活動内容

補助を希望する 活動名称	
活動の概要	
主な活動の 対象者	(分類) ☐ 障害者 ☐ 高齢者 ☐ 生活困窮 ☐ 多世代 ☐ その他
	(具体的に)
活動地域、場所	
活動の特色、 先駆性	
活動のねらい	
連携して活動を 行う団体（任意）	
返礼品（任意）	

※ 全ての項目について、具体的に記載してください（計画段階の内容でも差し支えない）。

※ 別紙でも可

2 必要経費及び収支予算内訳

《収入》

内容	金額
補助金（寄付金）の目標額	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

- ※ 収入の合計は、支出の合計と一致するようにしてください。
- ※ 補助金（寄付金）の目標額は、申請書（第1号様式）の金額と一致するようにしてください。

《支出（必要経費）》

内容	金額	内容
（例）物品購入	9, 0 0 0 円	はさみ、のり等の文房具
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

- ※支出の合計は、収入の合計と一致するようにしてください。

3 実施に向けたスケジュール（予定）

- ※現時点の活動実施までのスケジュールを記載してください（別紙でも可）。

第3号様式（実施要綱第6条関係）

年 月 日

***** 様

京 都 市 長

〔保健福祉局*****部
*****課 担当：**
電話：075-***-****〕

京都市地域の福祉活動応援事業支援団体決定通知書

京都市地域の福祉活動応援事業実施要綱第5条に基づく**年*月*日付の申請について、同要綱第6条により下記のとおり通知します。

記

1 審査結果

- ☐ 本事業の支援対象とする。
- ☐ 本事業の支援対象としない。

2 補助事業名称等（本事業の支援対象とする場合のみ）

（補助対象事業の名称）

（寄付金目標額＋手数料）

金*****円

※ 寄付目標金額にクラウドファンディングに要する手数料（寄付金目標額の11%）を加えた額をクラウドファンディング上の設定額とする。

第4号様式（実施要綱第8条関係）

年 月 日

***** 様

京 都 市 長

〔保健福祉局*****部
*****課 担当：**
電話：075-***-****〕

京都市地域の福祉活動応援事業補助金額内示通知書

京都市地域の福祉活動応援事業実施要綱第8条に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 補助対象事業名

2 補助金の内示額

金*****円（A－B＋C）

（内訳）

（1）貴団体の活動に対する寄付金額

金*****円…（A）

（2）貴団体のクラウドファンディングの実施に要する手数料

金*****円…（B）

〔（3）地域の福祉活動応援事業に対する寄付額の配分
金*****円…（C）〕